

(公共施設等運営権登録令の一部改正)
第六十二条 公共施設等運営権登録令(平成二十三年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百十一条」を「非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十九条」に改め、同条第二項中「第四百四十八条第一項」を「第六六条第一項」に改める。

第六十条第五項中「第五条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第十九条第二項及び第三項、第二十二号、第二十三号並びに第二十五条から第三十二条まで」を「第二条及び第二編第五号、第六号、第七号第二項、第四十号、第五十九号、第六十六号第一項及び第二項並びに第七十二号を除く。」に改める。

(公共施設等運営権登録令の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 前条の規定による改正後の公共施設等運営権登録令第三十二条第二項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第四百四十八条第一項に規定する除権決定(整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)を新非訟事件手続法第六六条第一項に規定する除権決定とみなす。

2 この政令の施行前に公共施設等運営権登録令第六十条第一項の規定による仮登録を命ずる処分のおし立てがあつた場合における当該申立てを却下した決定に対する即時抗告の手続については、なお従前の例による。

附則

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日(平成二十五年一月一日)から施行する。

内閣総理大臣	野田 佳彦
総務大臣	川端 達夫
法務大臣	滝 実
外務大臣	玄葉光一郎
財務大臣	安住 淳
文部科学大臣	小野 博文
厚生労働大臣	平野 山洋子
農林水産大臣	郡司 彰
経済産業大臣	枝野 幸男
国土交通大臣	羽田雄一郎

府

令

○内閣府令第五十号

保険業法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十三号)の一部の施行及び保険業法施行令等の一部を改正する政令(平成二十四年政令第九十二号)の施行に伴い、並びに係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年七月十九日

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 野田 佳彦

(保険業法施行規則の一部改正)

第一条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第一条の三第二号」の下に、及び第三十八条の九第二項を加え、以下、連結財務諸表規則」を「第一条の五第一項において、連結財務諸表規則」に、連結財務諸表規則第二条第六号」を「同条第六号」に改める。

第一条の三の三の次に次の一条を加える。

(低発生率保険)

第一条の三の三の二 令第一条の六第七号に規定する内閣府令で定める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険(自動車の運行に係るものを除く。)とする。

第一条の三第一項中「第五十八条第五項」を「第五十八条第六項」に改める。
第四十八条の三第一項第一号イを次のように改める。

イ 当該同一人が発行する社債(短期社債(法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十号の三第一項第一号イにおいて同じ。))を除く。)及び株式(出資を含む。以下このイにおいて同じ。))当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。)

(1) 法第六六条第一項第一号から第二号の二まで及び第八号に掲げる者
保険持株会社、少額短期保険持株会社及び法第六六条第一項第十四号に掲げる会社であつて、各事業年度において、自己及びその子会社(次に掲げる会社に限る。)の収入金額の合計額を自己及びその子会社の収入金額の総額で除して得た割合が百分の九十を下回らないもの

(i) 法第六六条第一項第一号から第二号の二まで、第八号及び第十四号に掲げる者、保険持株会社並びに少額短期保険持株会社

(ii) 第五十六号の二第二項各号に掲げる業務を専ら営む会社

(iii) 第五十六号の二第九項各号に掲げる業務を専ら営む会社
(iv) 第二百十号の七第二項各号に掲げる業務を専ら営む会社(ii)に掲げるものを除く。)

(v) 第二百十一号の三十四第一項各号に掲げる業務を専ら営む会社(ii)から(iv)までに掲げるものを除く。)

第五十六条第四項中「及び第七項」を「及び第十項」に改め、同条第九項中「第六六条第一項第十四号」を「第六六条第一項第十五号」に改める。

第五十六条の二第六項から第八項までの規定中「同条第一項第十四号」を「同条第一項第十五号」に改め、同条第九項中「第六六条第四項(同条第六項)」を「第六六条第七項(同条第九項)」に改める。

第五十七条第二項中「第六六条第五項」を「第六六条第八項」に改める。

第五十八条第一項中「第六六条第四項」を「第六六条第七項」に改め、この条において「を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第六六条第六項」を「第六六条第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、第六六条第五項を「第六六条第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保険会社は、法第六六条第五項の規定による子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。))以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)(の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

四 その他法第六六条第五項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

第五十八条の四第一項中「第六六条第四項」を「第六六条第七項」に改める。

第八十五条第一項第四号の二を第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法第六六条第四項の規定に基づき子会社対象会社(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四号及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。))以外の会社を子会社としようとする場合

第八十五条第一項第七号の二中(法第六六条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第九十四号において同じ。))を削り、同項第七号の四中「該当する者(」の下に「子会社を除く。」を加える。